

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 事業者がその一般廃棄物の処理を他人に委託する場合の基準を定めること。 (第四条の四関係)

第二 廃棄物の広域的処理の認定に関し、変更の認定その他必要な事項を定めること。

(第五条の八から第五条の十まで及び第七条の五関係)

第三 産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)又は再生に当たって、当該産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものを処理する場合には、保管する当該産業廃棄物及び当該一般廃棄物の数量が、一定の数量を超えないようにすることとすること。

(第六条第一項第二号ロ3及び第六条の五第一項第二号チ3関係)

第四 産業廃棄物の広域的処理の認定に関する技術的読替えを定めること。 (第七条の四関係)

第五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 附則

一 この政令の施行期日を平成十五年十二月一日とすること。 (附則第一条関係)

二 関係政令について所要の改正を行うこと。 (附則第二条から第十一条まで関係)